



2021年12月23日

各 位

会社名 三菱電機株式会社
代表者名 執行役社長 漆間 啓
(コード番号 6503 東証第一部)
問合せ先 広報部長 阿部 恵成
(TEL 03-3218-2111)

当社における品質不適切行為に関する原因究明及び再発防止等について (第2報)

三菱電機株式会社は、品質に関わる不適切事案の調査状況(調査委員会委員長:西村あさひ法律事務所 木目田 裕、2021年7月2日公表)に関する調査報告書(第2報)を本日付で受領しましたので、2021年10月1日に公表した当社の再発防止策を含む3つの改革(品質風土、組織風土、ガバナンス)の進捗状況とあわせて、下記のとおりお知らせします。

調査委員会による当社製作所等の品質に関わる調査は今後も継続し、当社の製作所等については2022年4月を目途に調査完了を目指し、その後、関係会社の調査に取り組む予定です。前回公表のとおり、その間は3カ月ごとを目安に調査結果と当社としての取り組みの進捗・進化を公表していく予定としており、今回は第2報として第1報(2021年10月1日公表)以降の状況をお知らせします。

お客様や関係者の皆様をはじめ、多くの皆様に多大なるご迷惑をお掛けしていることを、あらためて深くお詫び申し上げます。

当社は、調査委員会の報告書に記載されたご指摘や提言を真摯に受け止め、皆様からのご信頼を再びいただけるよう、グループを挙げて再発防止にあたるとともに、3つの改革を深化・発展させながら着実に変革に取り組んでまいります。

なお、執行役・取締役の経営上の責任について、ガバナンスレビュー委員会(委員長:山口利昭法律事務所 山口 利昭、2021年10月20日公表)より、本日付で報告書を受領しました。当社は関係する役員の処分を本日開催の取締役会にて決議し、別途「当社における品質不適切行為に関する役員の処分について」のとおり公表しておりますので、あわせてお知らせします。

記

1. 調査委員会の調査の状況

本年7月2日に社外弁護士を委員長として設置した調査委員会は、当社国内全従業員に対するアンケート調査等で得られた内容について客観的データ等の突合による整合性確認、当該拠点関係者や役員に対するフォレンジック調査及び関係者へのヒアリング調査を実施しております。

本年10月1日に名古屋製作所可児工場と長崎製作所の品質に関わる不適切事案の調査委員会の調査結果を公表した際、調査委員会には、品質に関わる延べ2,305件(含む重複、公表済、懸念の指摘など)の申告が寄せられ、1件1件を精査、確認していくと表明しております。

調査委員会では、アンケートでの申告のうち約42%について既に調査を実施しており、その他の申告も今後調査を実施する予定です。

本日受領した調査報告書には本年10月1日に受領・公表した報告書以降に判明した案件等が記載されております。その概要は、表1、表2に示すとおりです。

なお、第1報で報告した不適切事案についての現時点での対応状況は、表3にまとめております。

表 1 全社調査状況 (2021年12月23日時点)

進捗状況		製作所名
1) 調査完了拠点	1 工場 名古屋製作所可児工場	
2) 調査委員会調査中の拠点		
	今回報告の拠点	5 製作所 長崎製作所、冷熱システム製作所、受配電システム製作所、福山製作所、鎌倉製作所
	次回以降報告予定拠点	17 製作所 神戸製作所、伊丹製作所、コミュニケーション・ネットワーク製作所、電力システム製作所、系統変電システム製作所、稲沢製作所、通信機製作所、中津川製作所、静岡製作所、京都製作所、群馬製作所、名古屋製作所、産業メカトロニクス製作所、姫路製作所、三田製作所、パワーデバイス製作所、高周波光デバイス製作所

*ISO9001 認証一時停止を受けている製作所：2 製作所 (名古屋製作所、福山製作所)

*ISO9001 認証一部取消を受けている製作所：2 製作所 (長崎製作所、受配電システム製作所)

表 2 新たに報告を受けた品質不適切行為の概要 (2021年12月23日時点)

	製作所名	不適切行為の概要	当社の対応
①	長崎製作所	<p>1.車両用空調装置における不適切な検査</p> <p>1)追加で判明した開発性能試験の不適切検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発性能試験での実測値と異なる数値の試験成績書への記載 対象期間：2014年～2020年 対象台数：506台 顧客との事前協議なく他機種の開発性能試験結果の検査成績書への流用と虚偽の記載 対象期間：2017年～2020年 対象台数：320台 <p>2)一部顧客と合意していた JIS 準拠の露付試験より短時間での試験の実施 対象期間：1991年～2021年6月 対象台数：18,860台</p> <p>3)商用試験における自主試験項目の検査成績書への不適切な記載 対象期間：2000年頃～</p> <p>2.非常用電源設備 (2021年12月20日公表)</p> <p>1)特定機種での誤った設計によるタンタルコンデンサの逆向きでの取付けと市場対応遅れ 対象期間：2014年9月～2016年10月 出荷台数：309台 (処置済含む)</p> <p>2)スリップリングずれの市場対応遅れ 対象期間：2001年10月～2010年9月 出荷台数：985台 (処置済含む)</p>	<p>1.</p> <p>1)2)対象のお客様には説明済。 既納品への対応についてはお客様と個別にご相談しております。 今後の検査・出荷についてもお客様のご指示に従って対応してまいります。</p> <p>3)判明以降、検査成績書に適切に記載し提出しております。</p> <p>2.</p> <p>1)2)対象製品全数への対策処置を決定し、納入先への告知と対象製品への対策処置を開始しております。</p>

②	冷熱システム製作所	1.業務用空調冷熱機器の検査装置不備に伴う一部検査の不実施(2021年7月30日公表) 対象期間:2014年6月~2021年7月 対象台数(電安法違反):27機種、2,427台	1.電気用品安全法対象製品は全数市場点検実施中です。対象の検査装置は修理するとともに、日常点検方法の見直し等の再発防止策を徹底しております。 本件に関し、12月10日に経済産業省に再発防止策を提出し、12月17日付で再発防止策を徹底する旨の注意文書を受領しました。
③	受配電システム製作所	1.72/84kVキュービクル形ガス絶縁開閉装置の出荷試験の一部不実施等(2021年8月17日公表) ・雷インパルス耐電圧試験の不実施 ・商用周波耐電圧試験の一部不実施 ・部分放電試験の不適切な実施 対象期間:1996年~2021年 対象台数:最大4,448台	1.判明以降、規格やお客様との契約に従った検査を実施しております。 既納品については納入先のお客様にご説明し、ご要望に応じて点検及び対応の協議を実施しております。
④	福山製作所	1.UL489遮断器における定期工場監査受験時の不適切行為(2021年9月1日公表) ・量産品とは異なる部品の使用(FUS用サンプル) ・監査時に規定より低電圧での試験実施 対象期間:2004年頃~2021年7月 対象機種:25機種 なお、その他試験等での不適切行為の可能性について引続き調査中 2.CO2レーザーマーカ設備の電波法上の申請不備 対象期間:1995年~2018年 対象設備:20設備	1.判明後直ちに対象品の出荷を停止。UL指示の下、再試験を実施し、全件合格したことからUL了承のもと出荷を再開しました。 2.所管官庁に報告し、現在手続き申請中です。 また社内水平展開中です。
⑤	鎌倉製作所	1.ETC設備における不適切な試験対応 ・全数検査契約に対し抜取り検査で実施、一部防水試験の不実施、合意とは異なる試験の実施 対象期間:2011年1月~2021年8月 対象件数:30件	1.特定のお客様向けの製品であり、状況を説明し今後の対応につき協議中です。

上記以外に、調査委員会報告書の脚注欄にその他の品質不適切事案が12件記載されています。なお、名古屋製作所可児工場については本年10月1日報告以降、新たな不適切行為は報告されていません。

表3 前回迄に報告を受けた案件の対応状況(2021年12月23日時点)

	製作所名と具体的案件	現在の状況
①	名古屋製作所可児工場 電磁開閉器・マニュアルモータスタータにおけるUL認証との不整合	1)調査委員会の調査は終了 2)可児工場品質保証課(製品品証)を名古屋製作所品質保証部内へ異動(2021年8月) 3)生産管理システム改修による未認定材料の使用防止(2021年12月稼働開始) 4)生産管理システムへの材料以外の規格適合チェック機能追加(2022年7月完了予定)

②	<p>長崎製作所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両用空調装置における不適切な検査実施または不実施 ・車両用空気圧縮機の開発性能試験における過去試験データの流用 	<p>1)左記案件に関する調査委員会の調査は終了 2)車両空調システム部及び施設システム部に所属していた品質管理課を品質保証部内へ異動。品質保証部内に品質改革グループを新設（2021年12月） 3)仕様、規定された手続き等の管理強化を目的とした開発管理規定の改定（2021年12月） 4)車両用空調装置の開発試験及び商用試験設備の拡充投資を実施（2022年6月稼働予定） 5)職場品質ミーティング新設による職場単位での品質課題の抽出と改善活動（2021年10月）</p>
---	---	---

2. 再発防止策を含む3つの改革（品質風土、組織風土、ガバナンス）の進捗
調査委員会からの再発防止策の提言を踏まえて策定した当社の3つの改革（品質風土、組織風土、ガバナンス）の進捗は次のとおりです。

図1. 調査委員会指摘の原因・対策提言を受けた再発防止策の全体像



*:現場の部長級、課長級の管理職

(1) 品質風土改革

本年10月1日付で設立した社長直轄の組織「品質改革推進本部」は、「本社主導の新たな品質保証体制の構築」、「事業本部横断の知見共有と機動的な支援」に向けて、表4に示す全社共通施策を実行中です。

品質コンプライアンスに関わるガバナンス体制の実効性（＝品質改革推進本部の実効性）をモニタリングするために、執行役会議から業務執行を委嘱された企業行動規範委員会傘下に、「品質ガバナンス分科会」（慶應義塾大学工学部 山田 秀教授など社外有識者を含む計8名）を本年12月6日付で新たに設置し、活動を開始しました。今後、「品質ガバナンス分科会」は、2カ月に一度のペースでモニタリング会議を開催し、品質改革推進本部の実行状況と評価を執行役会議及び監査委員会に報告を行い、同本部は、その評価・監督を受けて改善のPDCAを回してまいります。

2022年4月に外部から招へいする予定の品質担当執行役（CQO）の人選も進めております。

また、品質保証体制に関するインフラ整備等に必要な投資枠として確保した300億円（2年間）のうち、名古屋製作所 可児工場の生産管理システム改修（2022年4月完了予定）及び長崎製作所の試験設備拡充（2022年6月稼働予定）に4.9億円の投資を決定し、長崎製作所では設備導入にあわせて、評価・試験プロセスの再整備を実施します。

他の製造拠点についても、顧客との契約事項や製品の品質保証を確保するにあたり、強化すべき内容や工程を調査中です。一次調査を年内に終え、2022年1月より順次実施していく予定です。

また、調査報告書（第2報）の原因背景において、『「品質に問題ない」は少なくとも一部の製品については過信に過ぎないことを自覚して、品質・技術の向上に努めていくべきである』との記載があります。当社はこの問題が極めて重大であると認識し、品質保証部門において製品や検査設備に関する知識を高め、市場・工程不具合等に適切な対応ができるよう、施策を追加します。

表4 品質風土改革の進捗

項目	2021年12月現在の進捗
①本社主導の新たな品質保証体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・企業行動規範委員会の下に「品質ガバナンス分科会」を設置し、社外有識者を招へい。2021年12月6日にキックオフを実施 ・法令・規格・顧客仕様を遵守するために強化すべき品質保証体制/プロセス、インフラを整理中。体制は現状調査を完了（下記②-1.1）。インフラは強化すべき工程の洗い出し調査を各拠点で開始し、12月中に一次集計予定。また、再発防止対策として、可児工場の生産管理システム改修（2022年4月完了予定）及び長崎製作所の試験設備拡充（2022年6月稼働予定）に4.9億円の投資を決定
②品質保証体制を改革する全社共通施策	
②-1. 牽制機能の再構築	<ol style="list-style-type: none"> 1)指揮命令系統の分離・独立 製造拠点ごとの事業の特性を考慮した本社主導の新たな品質保証体制の大枠を決定、現在詳細を検討中。2022年4月を目途に品質保証部門の組織改編を完了予定 2)品質保証機能の強化 10月1日公表資料で掲げた「a.受注プロセスの適正化」から「f.品質マネジメントシステムの再構築」までの各項目について、当社の各製造拠点での仕組み・実態を調査中 特に、「d.品質監査の強化」については法令・規格・顧客仕様と製品の同一性を重点確認する内容に改め、一部製造拠点で監査を試行開始。今後さらなる強化策を織り込んだ品質監査手法を構築し、品質改革推進本部による第二線監査の実施計画を策定、2022年4月から全社へ本格展開予定
②-2. 技術力・リソース課題への対策	<ol style="list-style-type: none"> 1)法令・公的規格遵守の管理強化、遵守徹底 拠点ごとの法規管理体制・仕組みに対する強化策として、各拠点に共通する法規の内容を品質改革推進本部が一括して入手・管理するシステムの構想を立案中（2022年3月、管理体制と管理システムの基本構想を完了予定） 2)IT化、デジタル化による品質強化 <ul style="list-style-type: none"> ・顧客仕様と出荷基準の同一性確認、試験・検査データの一元管理等に関する各拠点の現状調査を完了。全社での統合管理に向けたシステムの基本仕様を検討中（2022年3月仕様を決定予定） ・顧客要求仕様や検査データをデジタル管理するため

		<p>のツール類を調査中。また、これまでに生産システム本部が関わったデジタル化ツールに関する情報を全社へ展開済（2021年12月）</p> <p>3)拠点に対する本社支援の強化 社内有識者で編成した品質サポート部隊が現場の困りごとを吸い上げて解決を支援する活動を開始。 2022年4月から各拠点に活動を展開予定</p> <p>4)品質保証人材育成 製造拠点の品質保証部門の人材育成強化に向け、まずは保有スキルの見える化に着手中。調査報告書(第2報)で指摘のあった、製品や検査プロセスに関する知識の修得について、スキルの観点に加え、具体的な強化計画を策定予定（2022年3月まで）</p>
	<p>②-3. 品質コンプライアンス意識の再醸成</p>	<p>1)人事ローテーションの活性化 ローテーション以前に、品質保証部門の人員が全社的に不足と判断。まずは部門毎の業務負荷や必要スキルの把握・分析を進め人員適正化を行うことを優先して検討中（2022年6月までに適正化計画を策定予定）</p> <p>2)経営層への品質コンプライアンス意識の浸透 役員向けコンプライアンスセミナーを企画（2022年2月実施予定）</p> <p>3)品質コンプライアンス意識教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質月間（11月）に合わせ、社長メッセージ、品質改革推進本部長メッセージを配信済 ・可児工場事案を題材にした「不適切行為防止ミーティング」を全拠点の各職場で実施中（11月15日～12月29日） ・全社コンプライアンス部長会議で、可児工場事案及び長崎製作所事案を水平展開済（2021年11月） ・全社品質保証推進責任者会議で、品質不適切事案の水平展開、社長講話、社長と各拠点品質保証部長との座談会を実施済 ・従業員向けに全社eラーニング「品質の基礎」実施済（2021年10月～12月）

(2) 組織風土改革

改革の意思を持つ従業員で構成し、社長をプロジェクトリーダーとする「全社変革プロジェクト“チーム創生”」を本年10月16日に立ち上げ、新しい三菱電機の創生に向けて、具体的な提言と実行計画を検討中です。提言と実行計画は2022年3月末をめどに執行役会議に提出され、取締役会の審議を経て実行に移す予定です。並行して、人事制度刷新は「閉鎖的な組織風土の打破」「経営陣自らの変革」「ミドル・マネジメント、現場のサポート」を軸に進めております。

また、調査委員会報告書（第2報）にて指摘のあった、“ミドルマネジメントを担う「ひとつくり」の必要性”を重く受け止め、改めて教育プログラムの充実化に取り組んでまいります。

なお、調査報告書（第1報）に引き続き、今回の調査報告書（第2報）でも指摘されている、「ものが言えない風土」については、まずは全執行役が自らの意識と行動を変えていくことから始め、上司と部下、部門間でともに課題を解決する風土を醸成していきます。

8月に全社員向けの社長メッセージで「上にもものが言える」「失敗を許容する」「課題をともに解決する」風土を目指すことを宣言し、また9月以降、改革に向けた社長の思いを管理者層・従業員層に直接伝え、双方向での意見交換を真摯に行うことで、誰もがいきいきと働ける職場風土醸成と一人一人の行動変容を促すことを目的とした、社長と従業員との直接対話活動を継続的に実施しております。

また、執行役の相互理解・改革に向けたベクトル合わせのためのワークショップも開始しました。

表 5 組織風土改革の進捗

項目	2021年12月現在の進捗
①全社変革プロジェクト “チーム創生”	<ul style="list-style-type: none"> ・社内公募から選出された総勢 45 名（応募総数 465 名）にて 10 月 22、23 日に社長以下ステアリングメンバー参加の下、キックオフ会議を実施 ・活動スケジュールの Step1（～2021 年 12 月 11 日：グループ単位での部門ヒアリング等により幅広く全社の課題を抽出し、その原因・真因を究明）が完了 ・現在、Step2（～2022 年 2 月初：全社的・全体最適視点からありたい姿を想定し、その実現に向けた解決策・変革提案）に移行。今後、Step3（～2022 年 3 月末：会社に対する提言書「骨太変革プラン」を作成）へと移行予定
②人事制度の刷新	<ol style="list-style-type: none"> 1)閉鎖的な組織風土の打破 <ul style="list-style-type: none"> ・若手層を中心とした、個人のキャリア志向を十分に踏まえたローテーションの新しい仕組みの検討を開始（2022 年 10 月以降、試行導入） ・管理職自身の視野拡大、及び組織の横連携促進を企図した、管理職層のローテーションを活性化する施策の検討を開始（2022 年 4 月以降、試行導入） ・女性採用・活躍の更なる促進や新卒偏重からの脱却を企図した経験者採用の積極的推進の継続実施 ・海外従業員の出向受入制度、及びリモート業務体制の整備による人事交流の活性化と活用促進（2022 年 4 月ガイドライン策定） 2)経営陣自らの変革 <ul style="list-style-type: none"> ・業績及び非財務事項の評価の在り方の改善を含む執行役報酬体系の見直しに着手（2022 年 6 月完了予定） ・執行役全員に対する外部コンサルによるコーチングを開始（実施期間：2021 年 11 月～2022 年 5 月） ・人材マネジメントをより重視した管理職の評価・登用の運営見直しに着手（2022 年 10 月以降、試行導入） 3)ミドル・マネジメント、現場のサポート <ul style="list-style-type: none"> ・木目の細かい所属員へのサポートやミドルマネージャーの負荷平準化を企図した組織サイズ、管理スパンへの見直しを開始（2022 年 4 月定期異動から適用） ・管理職の役割機能を分担する体制、スキームの検討を開始（2022 年 10 月方針・考え方等の展開） ・管理職の役割意識の醸成のための教育プログラム充実化（2022 年 4 月開始予定）
③意識改革・行動変容の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・改革に向けた社長の思いを伝え、双方向での意見交換を目的とする社長による当社拠点管理者・従業員との対話活動を継続実施中（9 月より開始。2021 年 12 月末時点で全 42 拠点中 40 拠点で実施予定） ・相互理解の深化、課題認識・方向性を共有するための執行役ワークショップを開始（2021 年 11 月～）

(3) ガバナンス改革

中長期的かつ持続的な企業価値向上のため、経営監督機能強化に向けた取締役会改革の取り組みを開始するとともに、弁護士等の外部専門家から構成する「ガバナンスレビュー委員会」を本年 10 月 20 日に設置して、内部統制システム・ガバナンス体制の検証と課題抽出、及び改善策の検討を進めています。2022 年 3 月に提言を受け、当社の内部統制システム・ガバナンス

体制の更なる改善を検討、実行する予定です。

また、リスクマネジメント体制の強化に向け、2022年1月に、社長直轄の専門組織を設置するとともに、新たにリスクマネジメント担当執行役（CRO）を選任する予定です。

表6 ガバナンス改革の進捗

項目	2021年12月現在の進捗
①経営監督機能の強化 ～取締役会改革～	<p>1)取締役会の機能強化 「取締役会のアジェンダ見直し」について、執行と監督の在り方、取締役会として議論すべきテーマなどにつき、取締役会で議論中（2022年4月予定）</p> <p>2)取締役会構成の見直し ・取締役会議長へ独立社外取締役を選任（2021年10月） ・独立社外取締役の過半数化、取締役会の機能・目的に適う、取締役会構成の実現については、2022年6月株主総会を見据え検討中</p> <p>3)取締役会事務局機能の強化 ・コーポレート関連部門に取締役会事務局兼務者を配置し、事務局とコーポレート関連部門との連携を強化（2021年11月）</p> <p>4)法定三委員会の機能強化 ・指名委員会については、取締役会へ提出する社長選解任案の事前審議と社長後継者計画を取締役会へ答申する役割を追加（2021年11月） ・報酬委員会については業績及び非財務事項の評価の在り方の改善を含む執行役報酬体系見直しに着手（2022年6月予定） ・監査委員会についてはガバナンスレビュー委員会の検証結果（2022年3月予定）を踏まえ必要な見直しを実行予定</p>
②内部統制システムの検証 ～ガバナンスレビュー委員会～	<p>ガバナンスレビュー委員会の設置（2021年10月20日） 委員長 山口利昭（弁護士・公認不正検査士、山口利昭法律事務所） 委員 内藤順也（弁護士、桃尾・松尾・難波法律事務所） 委員 木内敬（弁護士・公認会計士、三浦法律事務所）</p> <p>・同委員会より執行役・取締役の経営上の責任に関する報告書を受領、会社としての関係者処分を取締役会で決定・公表（2021年12月23日）</p> <p>・同委員会は引き続き当社の内部統制システム・ガバナンス体制の検証を行い、2022年3月を目途に、検証結果及び改善策の提言を提出予定</p>
③リスクマネジメント体制の強化	<p>危機発生時及び当社グループの事業遂行に影響を及ぼし得る様々なリスクへの部門横断的対応を強化する観点から、専門組織を設置し、新たにリスクマネジメント担当執行役（CRO）を選任予定（2022年1月）</p>

3. 役員の経営上の責任及び処分

当社は、2021年10月20日「ガバナンスレビュー委員会の設置について」にて公表のとおり、当社の内部統制システム・ガバナンス体制全般の検証と、品質不適切行為に関する執行役・取締役の経営上の責任の明確化を目的に、当社と取引関係のない外部専門家から構成する「ガバナンスレビュー委員会」を設置し、調査を進めてまいりました。本日付にて、品質不適切行為に関する執行役・取締役の経営上の責任に関する報告書を同委員会より受領しました。

当社は同委員会の報告書の内容を極めて厳粛に受け止め、関係する役員の処分を本日開催の取締役会及び報酬委員会にて決議いたしました。詳細は本日公表「当社における品質不適切行為に関する役員の処分について」を参照ください。

なお、今回の調査報告書（第2報）にて判明した事案を含め、今後新たに判明する品質不適切行為に関する役員の処分についても、引き続き、同委員会にて検証いただき、その結果を踏まえ検討してまいります。

以上